

(表2.2) データ作成に係る仕様と問題点		
No.	件名	デジタルデータの仕様
1	収蔵作品の複写および情報システム用画像加工の委託	カラーチャートと収蔵作品番号を写し込む。 圧縮形式RAW, JPEG 館の中判デジタルカメラ使用 (カメラ使用時11,648×8,736ピクセル) 必要に応じてTIFF形式のデータの作成
2	収蔵予定作品の複写および収蔵作品の情報システム用画像加工委託	② 契約により、11,648×8,736ピクセルの場合と5,328×4,000ピクセルの場合があるが、サイズが異なる合理的な理由がなく、いずれも印刷時の精細度を考慮して決定していない。 ③ TIFFデータの作成を必要とする場合を仕様書に記載していない。
3	収蔵作品複写および情報システム用画像加工(11月)	② JPEG作成時に必要に応じてカラーチャートを用いたカラーマッチングを行っているとして、カラーチャートを用いたカラーマッチングを行うことも、どのような場合に行うかも仕様書には記載していない。
4	収蔵作品複写および情報システム用画像加工(12月)	③ TIFFデータの作成を必要とする場合を仕様書に記載していない。
5	収蔵大型作品の複写、情報システム用画像加工委託	③ JPEG作成時に必要に応じてカラーチャートを用いたカラーマッチングを行っているとして、カラーチャートを用いたカラーマッチングを行うことも、どのような場合に行うかも仕様書には記載していない。
6	令和3年度大規模改修に伴うボジナルムへのデジタル化委託	① スキャンの精細度2,400dpi以上でデータを作成したとしているが、仕様書に記載していない。
7	令和4年度 大規模改修工事にもなう35mmカラーネガフィルムへの電子化業務委託	② 35mmフィルムでは3,307×2,267ピクセルとなるが、モニタ確認用としては画像サイズが過大であり、JPEGであるため印刷の用途に適さない。 ③ TIFFフォーマイルからJPEGフォーマイルに変換する必要がある数量を仕様書に記載していない。
8	令和4年度資料画像の資料情報システムへのアップロード委託(単価契約)	① アップロードする際のJPEGフォーマイルの画像サイズを指定していない。 ③ TIFFフォーマイルからJPEGフォーマイルに変換する必要がある数量を仕様書に記載していない。

(8) システム管理に必要な資料を備えるべきもの

情報システムやホームページを運用するためには、情報システムを構成するデータベース、ホームページに用いられているプログラムなど、それぞれの構築内容について現状を把握しておかなければ、保守管理委託や改修委託を行う際に、保守内容や改修箇所を仕様書により指示することができない。

このため、データベースについては、フルスクラッチ (既存のシステム等を利用せず、新たにシステム開発を行うこと) のデータベースの場合には要件定義書、論理設計書、画面設計書、帳票設計書等を、またベックレージョソフトウェアをカスタマイズしている場合にはカスタマイズ内容を、それぞれシステム管理に必要な資料(以下「システムドキュメント」という。)として、常時、最新の状態で保管しているべきである。

また、ホームページの作成及び管理に当たっても、同様に、機能要件定義書を保管しているべきである。

しかしながら、財団は、次のとおり、システム管理に必要な資料を備えておらず、適正でない。

財団は、システム管理に必要な資料を、常時、最新の状態で備えられたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

ア 現代美術館は、表2.3のとおり、収蔵品の情報を公開するため、公開検索システムを構築している。これは、館が収蔵品の管理等のために運用している収蔵品管理システムに公開データの出力機能を追加し、そのデータをWeb上で公開するシステムを作成するとともに、財団が運用している「Tokyo Museum Collection」と連携するものである。

また、写真美術館及び江戸東京博物館においても、現代美術館と同様の収蔵品・資料の管理を行うためにデータベース化した資料情報システムを運用している。

しかしながら、いずれの館もシステム構築時や改修時に構築・改修を行った受託者からこれらのシステムドキュメントを提出させていない。

(表2.3) 契約の概要

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
収蔵作品公開検索システムの構築委託	令和3.8.25	令和4.3.28	2,227,500

(単位:円)

イ 現代美術館は、表2.4のとおり、各種ホームページの保守管理の委託を行っており、仕様書により、機能要件定義書を変更時及び履行期限終了時に納品することとしている。

しかしながら、いずれの契約においても、受託者から機能要件定義書が納品されておらず、適正でない。

また、財団は、表2.5とおり、ホームページの保守管理運用の委託を行っているが、仕様書では機能要件定義書の納品を求めている。

しかしながら、将来において受託者が変更となった場合に備え、機能要件定義書の納品を仕様書において定めておくことが必要であるが、本部はこれを行っていない。

(表24) 現代美術館におけるホームページの保守管理の委託

契約件名		契約期間	契約金額
令和4年度トーキョーアートセンターホームページの保守管理	運用サポート業務委託	令和4.4.1～令和5.3.31	1,517,375
令和4年度東京都渋谷公園通りギャラリーホームページの保守管理運用サポート業務委託		令和4.4.1～令和5.3.31	1,391,874

(単位：円)

(表25) 財団におけるホームページの保守管理の委託

契約件名	契約期間	契約金額
令和4年度「Tokyo Art Navigation」の運用・保守業務委託	令和4.4.1～令和5.3.31	2,970,000

(単位：円)

(9) ミュージアムショップ等の運営を効率的に行うべきもの

庭園美術館は、正門横スペース改装等プロジェクトとして、旧朝香宮邸門衛所の一部をミュージアムショップとギャラリーを備えた施設としてリニューアルするため、表26のとおり、改装工事を行っている。

監査日現在、工事は完了しているものの、ミュージアムショップ等として運営が行われておらず、館は、出店者を募集するため、令和5年6月20日に公募要領を公開し、同年9月6日に出店者を決定し、令和6年1月に開店予定としている。

本来、工事竣工後、速やかにミュージアムショップ等を運営できるよう、先立って出店者の選定手続を行うべきところ、館は、令和5年9月まで出店者の決定を行っておらず、効率的な運営となっていない。

館は、ミュージアムショップ等の運営を効率的に行われたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(表26) 契約の概要

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
東京都庭園美術館 (4) 旧門衛所改装工事	令和5.2.10	令和5.3.29	7,480,000

(単位：円)

第4 事業実績

1 出えん金

財団は、都からの出えん金により基金を造成して、表27のとおり、助成事業を行っている。

(表27) 出えん金を財源とする主な助成事業

(単位：千円、件)

助成事業名称	助成事業の概要	令和3年度		
		出えん額	令和4年度	
			件数	金額
東京芸術文化創造発信助成	①助成対象事業 ②助成限度額 ③助成対象分野の公演・展示			
	① 音楽・演劇・舞踊、美術、映像、伝統芸能及び複合の分野の公演・展示			
	② 都内で実施するもの			
東京芸術文化創造発信助成	③ 事業経費の1/2	210,000	119	146,429
	④ ① 国際的な交流を行うもの	210,000	107	162,817
	⑤ ② 上限：団体400万円、個人50万円			
東京芸術文化創造発信助成	⑥ ③ 事業経費の1/2			
	⑦ ④ 芸術文化の創造環境の向上を図るもの			
	⑧ ⑤ 上限：100万円			
東京地域芸術文化助成事業	⑨ ⑥ 都内の無形民俗文化財、地域の文化資源を活用した地域の文化振興に資する公演活動、映像による発信活動	10,000	14	6,915
	⑩ ⑦ 上限：50万円	10,000	18	8,395
	⑪ ⑧ 事業経費の1/2			
芸術文化による社会支援助成	⑫ ⑨ 様々な社会環境にある人が参加する芸術活動、社会や都市の課題に取り組む芸術活動	30,000	16	22,841
	⑬ ⑩ 上限：200万円	30,000	23	29,574
	⑭ ⑪ 事業経費の2/3			
スタートアップ助成	⑮ ⑫ 東京を拠点とする新人芸術家や新進の芸術団体が行う、音楽・演劇・舞踊、美術、映像、伝統芸能及び複合の分野の公演・展示	65,000	103	64,654
	⑯ ⑬ 上限：団体100万円、個人30万円	100,000	157	97,549
	⑰ ⑭ 事業経費の10/10			
伝統芸能体験活動助成	⑱ ⑮ 伝統芸能の分野の体験活動等	10,000	17	10,000
	⑲ ⑯ 上限：100万円	10,000	14	10,000
	⑳ ⑰ 事業経費の1/2			
ライフラインズアート助成	㉑ ⑱ 都民が芸術文化に親しむ機会を創出する活動	40,000	7	40,000
	㉒ ⑲ 事業経費の1/2	40,000	5	40,000
	㉓ ⑳ 事業経費の1/2			
芸術文化魅力創出助成	㉔ ㉑ 複数の芸術団体・アーティストが参画する都民が芸術文化に親しむ機会を創出する活動	—	—	—
	㉕ ㉒ 上限：2,000万円	506,000	68	503,024
	㉖ ㉓ 事業経費の1/2			

2 運営費補助金

財団は、人件費、事業費を対象として、都から補助金の交付を受けている。主な補助金の概要は表28から表31までのとおりである。

(1) 自主事業の実施に係る運営費補助金

(表28) 補助対象事業の概要

補助対象事業	① 財団本部(総務部・企画部・事業部)の事業 ② トーキョーアート・プログラム(TOKAS)における若手芸術家の支援・育成、滞在・制作・交流するための拠点の運営等 ③ 渋谷公園通りギャラリーにおけるアート・プロジェクト(正規の美術教育を受けていない人による芸術)をはじめとした様々な作品展示等
補助対象経費	事業費及び管理費 固定資産及び特定資産の取得

(表29) 補助対象経費の主な内訳

区分	令和3年度	令和4年度
経営費用【財団本部】	249,894	868,393
事業費	223,966	844,762
管理費(法人会計)	25,928	23,630
固定資産及び特定資産【財団本部】	97,164	198,938
経営費用【TOKAS】	210,886	254,246
事業費	210,886	254,246
固定資産及び特定資産【TOKAS】	1,325	—
経常費用【アート・プロジェクト】	164,713	169,951
事業費	164,713	169,951
固定資産及び特定資産【アート・プロジェクト】	478	—
合計	724,462	1,491,529

(2) アーツカウンシル東京の事業に係る補助金

(表30) 補助対象事業の概要

補助対象事業	芸術文化活動を支える人材の育成事業 東京の文化を国内外に対して発信する事業
補助対象経費	事業費及び管理費 固定資産及び特定資産の取得

(表31) 補助対象経費の主な内訳

区分	令和3年度	令和4年度
都以外からの収益	① 12,892	126,372
経営経費計	② 1,155,249	709,334
人件費	392,080	—
事業費	763,169	709,334
固定資産取得費	③ 5,412	36,902
合計	④=②+③ 1,160,661	746,237
補助対象経費	⑤=④-① 1,147,769	619,864

3 負担金

財団は、都からの負担金の交付を受けて、都との共催事業を行っている。主な実績は表32のとおりである。

(表32) 負担金による主な事業実績

事業名	事業の概要
TOKYOスロー・カルチャープロジェクト	収蔵品の3Dデータ作成 江戸東京博物館年バーチャル・ミュージアムコンテンツ制作
Tokyo Contemporary Art Award	民間技術を用いた文化施設での実証実験 海外で活躍する意欲とポテンシャルのある中堅アーティストを選定、公募し、展覧会開催まで継続的に支援
アート・プロジェクト	より多くの都民がアート・プロジェクト等の作品に触れることができるよう展覧会等を開催
都民芸術フェスティバル	オペラ、オーケストラ、現代演劇、現代舞踊、伝統芸能等低廉な料金で質の高い舞台芸術を都民に提供
クリエイティブ・フェスティバル・トーキョー	芸術文化の力や都立文化施設の資源を活用して高齢化や共生社会などの社会課題解決に向けた、調査研究、都立文化施設のアクティビティ向上、国際カンファレンスを実施
東京文化プログラム等構築事業	オリンピック・パラリンピック等が開催される東京を文化の面から盛り上げる「Tokyo Tokyo FESTIVAL」の中核となる事業として、公募で採択された斬新で独創的な12件の企画を実施
オペラ夏の祭典2019-20	東京文化会館と新国立劇場との共催でオペラを実施 新国立劇場は公演を行った文化会館はコロナにより中止
公式アートボスター展	東京2020大会公式アートボスター及び東京2020オリンピック・東京2020パラリンピック両大会を象徴するアイコン・グラフィック・展示
Museum Start	小中高校生、保護者、学校教員等を対象として、作品や文化資源の観察・鑑賞を通じ、現代社会に対応した統合的な学びを推進
恵比寿映像祭	将来性の高い日本の優れた映像作家へ制作委嘱した映像作品を展示上映、収蔵し、国内外で発信
Music Program TOKYO	音楽文化の活性化、創造力の向上を目指し、クラシック音楽を基軸とした多彩なコンサートなど音楽プログラムを実施
トーキョーアート・プログラム・ベース本郷外部崩壊対応	トーキョーアート・プログラム・ベース本郷の下木樹の破損が明らかとなったため補修

4 指定管理者としての施設の運営

財団は、表33の基本協定に基づき、江戸東京博物館外6施設を指定管理者として表34のとおり、運営している。このうち、庭園美術館外3施設については、別途協定を締結し、表35のとおり、運営に必要な施設の改修や修繕等については、表36のとおり、都度、個別に協定を締結して実施している。

(表33) 基本協定等の概要

基本協定名	指定期間	指定管理料
東京都江戸東京博物館外6施設の管理運営に関する基本協定	令和3年4月1日から令和9年3月31日まで	令和3年度 6,786,292,000円 令和4年度 6,340,621,000円

(表3 4) 施設の主な実績

施設名 庭園美術館				所在地 港区白金台五丁目21番9号			
令和3年度の主な実績				令和4年度の主な実績			
区分	実施数	入場者数		区分	実施数	入場者数	
企画展	5回	123,886人		企画展	5回	151,537人	
施設名 江戸東京博物館 (分館) 江戸東京たてもの園				所在地 墨田区横網一丁目4番1号 (分館) 小金井市桜町三丁目7番1号			
令和3年度の主な実績				令和4年度の主な実績			
区分	実施数	入場者数		区分	実施数	入場者数	
本館 常設展	通年	339,620人		本館 大規模改修のため休館中	通年	214,083人	
本館 特別展	4回	80,634人		分館			
分館	通年	116,052人					
施設名 写真美術館				所在地 目黒区三田一丁目13番3号			
令和3年度の主な実績				令和4年度の主な実績			
区分	実施数	入場者数		区分	実施数	入場者数	
収蔵展	7回	54,214人		収蔵展	6回	101,732人	
自主企画展	5回	101,047人		自主企画展	3回	95,903人	
施設名 現代美術館				所在地 江東区三好四丁目1番1号			
令和3年度の主な実績				令和4年度の主な実績			
区分	実施数	入場者数		区分	実施数	入場者数	
常設展	通年	80,583人		常設展	通年	104,290人	
企画展	13回	357,325人		企画展	9回	359,433人	
施設名 東京都美術館				所在地 台東区上野公園8番36号			
令和3年度の主な実績				令和4年度の主な実績			
区分	実施数	入場者数		区分	実施数	入場者数	
特別展	3回	573,731人		特別展	5回	643,683人	
企画展	1回	20,904人		企画展	1回	65,425人	
展示室の貸出し				展示室の貸出し			
区分	貸出数	稼働率		区分	貸出数	稼働率	
ギャラリー	897回	95.8%		ギャラリー	1,032回	98.2%	
公募展示室	3,069回	91.3%		公募展示室	3,715回	98.6%	
施設名 東京文化会館				所在地 台東区上野公園5番45号			
令和3年度の主な実績				令和4年度の主な実績			
区分	貸出数	稼働率		区分	貸出数	稼働率	
大ホール	748回	78.2%		大ホール	834回	86.2%	
小ホール	724回	79.4%		小ホール	816回	84.9%	
リハーサル室	7,532回	91.8%		リハーサル室	7,240回	91.1%	
施設名 東京芸術劇場				所在地 東京都豊島区西池袋一丁目8番1号			
令和3年度の主な実績				令和4年度の主な実績			
区分	貸出数	稼働率		区分	貸出数	稼働率	
大ホール	621回	78.9%		大ホール	635回	83.9%	
中ホール	860回	94.5%		中ホール	888回	96.3%	
小ホール1	852回	90.7%		小ホール1	947回	95.9%	
小ホール2	816回	86.3%		小ホール2	898回	95.6%	
リハーサル室	3,255回	56.7%		リハーサル室	3884回	65.0%	

(表3 5) 収蔵品の購入実績

(単位：点、円)

施設名	令和3年度		令和4年度	
	点数	金額	点数	金額
庭園美術館	1	3,000,000	3	3,000,000
江戸東京博物館	331	11,747,900	213	29,861,550
写真美術館	20	11,742,900	60	49,834,513
現代美術館	51	49,995,780	12	69,997,978
計	403	76,486,580	288	152,694,041

(表3 6) 個別協定一覧

施設名	年度	個別協定件名
庭園美術館	令和3年度	コロナ対策経費
	令和4年度	コロナ対策経費
美術館	令和3年度	TOKIOスワート・カルチャー・プロジェクト情報基盤整備 (情報基盤整備・フレイムサーバー容量増強・資料情報システム改修等)
	令和4年度	高圧ケーブル引換工事 樹木伐採・樹木診所等業務委託
江戸東京博物館	令和3年度	コロナ対策経費
		たてもの園復元建造物修繕工事の実施
		たてもの園復元建造物修繕工事設計の実施
		たてもの園屋外トイレ改修工事設計の実施
		たてもの園屋外トイレ改修工事
		たてもの園ナラ枯れ対策処理業務
		たてもの園倉庫軒裏天井改修工事
		たてもの園監視カメラ制御機器更新工事
		樹木伐採・撤去等業務
		常設展示室改修工事実施設計委託
		大規模改修関連調査経費
		大規模改修に伴う移転経費
		大規模改修に伴う埋設管路調査経費
		仮設事務所実施設計等委託
令和4年度		資料情報システム改修等
		コロナ対策経費
		TOKIOスワート・カルチャー・プロジェクト情報基盤整備 (情報基盤整備・フレイムサーバー容量増強・資料情報システム改修等)
		たてもの園復元建造物修繕工事
		たてもの園復元建造物修繕工事設計
令和4年度		仮設事務所建設業務
		たてもの園ナラ枯れ対策処理業務
		常設展示室改修工事に係る展示品撤去保管等業務
		大規模改修に伴う準備経費

社会福祉法人等35団体

第1 監査の目的
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。
あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	都が以下3つの補助金のいずれかを交付した団体のうち、社会福祉法人「青い空保育園」など35団体56施設（詳細は表1及び表2のとおり） ①東京都保育サービス推進事業補助金（637団体1,279施設に交付） ②東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）（64団体83施設に交付） ③東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）（93団体124施設に交付）	令和5年9月11日から同年10月12日まで （詳細は表1のとおり）	令和3年度及び令和4年度の補助対象事業
局	福祉局	令和5年9月8日及び同年10月10日	

(表1) 監査対象団体及び監査実施日

実地監査日	団体名		
9月11日	社会福祉法人あしたばの会	社会福祉法人樹	社会福祉法人大泉旭出学園
12日	社会福祉法人泉会	社会福祉法人福鑑会	—
13日	社会福祉法人なぞの木会	社会福祉法人友愛学園	社会福祉法人友好福祉会
15日	社会福祉法人ナオミの会	社会福祉法人南東北福祉事業団	—
20日	社会福祉法人昭昌愛育会	社会福祉法人あだちの里	社会福祉法人やなぎ会
22日	社会福祉法人カナの会	社会福祉法人立野みどり福祉会	社会福祉法人東京都をつなぐ育成会
25日	社会福祉法人足立那栄会	社会福祉法人多摩福祉会	—
27日	社会福祉法人青い空保育園	社会福祉法人東京都をつなぐ育成会	社会福祉法人フイロス
28日	社会福祉法人東京都をつなぐ育成会	社会福祉法人東京母子愛育会	—
29日	社会福祉法人足立那栄会	社会福祉法人正光会	社会福祉法人飛翔会
10月2日	社会福祉法人大泉旭出学園	社会福祉法人江東こども会	社会福祉法人杉の子会
3日	社会福祉法人至誠学園立川	社会福祉法人双葉の園	社会福祉法人東京都をつなぐ育成会

実地監査日		団体名	
4 日	社会福祉法人打越保育園	社会福祉法人七五三会	日本赤十字社
6 日	社会福祉法人けやき福祉会	社会福祉法人滝乃川学園	社会福祉法人千葉学園
11 日	社会福祉法人緑葉会	-	-
12 日	社会福祉法人代々木鳩の会	-	-

2 監査対象団体及び監査対象施設の概要

社会福祉法人青い空保育園など 2 5 団体は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に定める保育所を都内に設置する団体である。

社会福祉法人あだちの里など 9 団体は、障害者総合支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に定める障害者支援施設を都内に、また、社会福祉法人友好福祉会は都外にそれぞれ設置する団体である。監査対象施設の概要は、表 2 のとおりである。

（表 2） 監査対象施設の概要（令和 5 年 3 月 3 1 日現在）

① 東京都保育サービス推進事業補助金

（単位：人）

団体名	施設の名称	所在地	施設の規模 （注）	
			定員	現員
社会福祉法人青い空保育園	青い空保育園	世田谷区岡本	77	76
	上用賀青い空保育園	世田谷区上用賀	109	103
社会福祉法人昭島愛育会	昭島保育園	昭島市拜島町	100	101
	松中保育園	立川市一番町	120	106
社会福祉法人あしたばの会	たんぼぼ保育園	文京区本郷	108	111
	聖華こうどう保育園	足立区弘道	132	128
社会福祉法人樹	聖華しおかぜ保育園	江東区塩浜	120	114
社会福祉法人打越保育園	打越保育園	八王子市長沼町	140	141
社会福祉法人カナの会	チャイルドスクエアそしがや	世田谷区祖師谷	49	47
社会福祉法人けやき福祉会	祖師谷わかば保育園	世田谷区祖師谷	124	123
社会福祉法人江東こども会	亀戸浅間保育園	江東区亀戸	80	79
社会福祉法人至誠学園立川	至誠いしだ保育園	日野市万願寺	100	118
社会福祉法人杉の子会	万願寺保育園	日野市万願寺	45	53
社会福祉法人正光会	エイビエイ保育園	新宿区大久保	90	81
社会福祉法人正光会	古里保育園	奥多摩町小丹波	70	70

団体名	施設の名称	所在地	施設の規模	
			定員	現員
社会福祉法人立野みどり福祉会	立野みどり保育園	東大和市立野	131	132
	玉川上水保育園	東大和市緑が丘	101	101
	谷里保育園	東大和市狹山	238	221
	上北沢こぐま保育園	世田谷区上北沢	90	84
社会福祉法人多摩福祉会	碓氷保育園	世田谷区祖師谷	76	82
	こぐま保育園	多摩市永山	211	209
社会福祉法人千葉学園	ほほえみ保育園	江戸川区松島	95	78
社会福祉法人東京母子愛育会	東京母子愛育会保育園	新宿区北新宿	100	88
	上北台こひつじ保育園	東大和市上北台	121	118
社会福祉法人ナオミの会	空の鳥保育園	世田谷区野毛	99	98
	ナオミ保育園	世田谷区等々力	240	239
社会福祉法人七五三会	なごみ第二保育園	町田市原町田	100	86
	なごみ保育園	町田市原町田	87	87
社会福祉法人なげの木会	千鳥さくら保育園	大田区千鳥	130	128
社会福祉法人飛翔会	こばと保育園	町田市金森	65	72
社会福祉法人フイロス	ゆめの樹保育園なりたにし ゆめの樹保育園はつだい	杉並区成田西 渋谷区初台	108 71	97 46
社会福祉法人双葉の園	双葉の園 ひがしやま保育園	目黒区東山	140	139
	双葉の園保育園	目黒区大橋	165	154
社会福祉法人やなぎ会	府中愛児園	府中市八幡町	344	348
社会福祉法人揺籃会	第二わかくさ保育園	町田市木曽西	53	58
	町田わかくさ保育園	町田市成瀬	180	183
社会福祉法人代々木鳩の会	岡本こもれび保育園	世田谷区岡本	100	106
	等々力保育園	世田谷区等々力	100	105
	鳩の森保育園	渋谷区千駄ヶ谷	67	56
社会福祉法人緑葉会	墨田みどり保育園	墨田区亀沢	198	178

（注）現員が定員を超過している施設があるが、これは主に、厚生省通知「保育所への入所の円滑化について」（平成 1 0 年 2 月 1 3 日付児発第 7 3 号）などに基づき、待機児童解消を目的として、「児童福祉施設最低基準」（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）において許容されている範囲で、定員を超過して児童を受け入れていることによるものである。

② 東京都民間社会福祉施設サービスマニユア推進費補助金 (障害者支援施設)					(単位:人)	
団体名	施設の名	所在地	施設の規模			
			定員	現員		
社会福祉法人あだちの里	希望の苑 (生活介護)	足立区竹の塚	51	51		
	希望の苑 (自立訓練)	足立区竹の塚	9	4		
	希望の苑 (施設入所支援)	足立区竹の塚	60	55		
	かえで (生活介護)	足立区血沼	20	20		
	かえで (施設入所支援)	足立区血沼	10	9		
社会福祉法人足立邦栄会	障害者支援施設 (生活介護)	府中市朝日町	52	42		
	障害者支援施設 (施設入所支援)	府中市朝日町	32	30		
	日の出舎 (生活介護)	日の出町平井	55	51		
	日の出舎 (施設入所支援)	日の出町平井	45	45		
社会福祉法人大泉旭出学園	旭出生産福祉園 (生活介護)	練馬区東大泉	120	118		
	旭出生産福祉園 (施設入所支援)	練馬区東大泉	50	49		
	調布福祉園 (生活介護)	調布市西町	80	79		
	調布福祉園 (施設入所支援)	調布市西町	80	79		
社会福祉法人滝乃川学園	滝乃川学園成人部 (生活介護)	国立市矢川	135	125		
	滝乃川学園成人部 (施設入所支援)	国立市矢川	80	79		
	恩方育成園 (生活介護)	八王子市下恩方町	80	66		
	恩方育成園 (施設入所支援)	八王子市下恩方町	80	63		
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	清瀬育成園ひだまりの里きよせ (生活介護)	清瀬市梅園	60	60		
	清瀬育成園ひだまりの里きよせ (就労継続支援 (B型))	清瀬市梅園	12	9		
	清瀬育成園ひだまりの里きよせ (施設入所支援)	清瀬市梅園	60	60		
	杉並育成園すだちの里すぎなみ (生活介護)	杉並区今川	44	44		
	杉並育成園すだちの里すぎなみ (自立訓練)	杉並区今川	6	4		
	杉並育成園すだちの里すぎなみ (就労移行支援)	杉並区今川	6	4		
	杉並育成園すだちの里すぎなみ (施設入所支援)	杉並区今川	50	50		
	とぶき育成園 (生活介護)	八王子市戸吹町	93	91		
	とぶき育成園 (施設入所支援)	八王子市戸吹町	80	79		

団体名	施設の名	所在地	施設の規模	
			定員	現員
社会福祉法人南東北福祉事業団	障害者支援施設 梅ヶ丘 (生活介護)	世田谷区松原	60	43
	障害者支援施設 梅ヶ丘 (自立訓練)	世田谷区松原	30	30
	障害者支援施設 梅ヶ丘 (施設入所支援)	世田谷区松原	60	40
	友愛学園成人部 (生活介護)	青梅市成木	60	60
社会福祉法人友愛学園	友愛学園成人部 (施設入所支援)	青梅市成木	60	60
	日本赤十字社総合福祉センター 障害者支援施設 レノア広尾 (生活介護)	渋谷区広尾	10	10
	日本赤十字社総合福祉センター 障害者支援施設 レノア広尾 (施設入所支援)	渋谷区広尾	10	10

(注) 現員は、補助金の基準日が各月の初日であるため、令和5年3月1日時点の人数としている。

③ 東京都民間社会福祉施設サービスマニユア推進費補助金 (都外障害者支援施設)					(単位:人)	
団体名	施設の名	所在地	施設の規模			
			定員	現員		
社会福祉法人友好福祉会	麦の家 (生活介護)	山梨県甲府市	50	47		
	麦の家 (施設入所支援)	山梨県甲府市	50	47		

(注) 現員は、補助金の基準日が各月の初日であるため、令和5年3月1日時点の人数としている。

3 都との関係

(1) 東京都保育サービスマニユア推進事業補助金の概要

都は、東京都保育サービスマニユア推進事業補助金交付要綱 (令和5年3月30日最終改正) に基づき、地域の実情に応じた保育所の取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスマニユアの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費であり、交付額は表3から表5までにより算定した額の合計 (1,000円未満の端数切捨て) による。

(表3) 特別保育事業等推進加算

(単位: 円)

加算項目	対象施設	単価	算定方法
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	零歳児保育対策及び産休明け保育を実施する保育所	13,930	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施	零歳児保育対策を実施し産休明け保育を実施しない保育所	7,150	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育を実施する保育所	17,200	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
2時間・3時間延長	2時間・3時間の延長保育を実施する保育所	10,610	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
4時間以上延長	4時間以上の延長保育を実施する保育所	11,060	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育を実施する保育所(体調不良児対応型を除く。)	6,800	単価×延べ利用児童数
休日保育	休日保育を実施する保育所	4,160	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	一時預かりを実施する保育所及び定期利用保育を実施する保育所	1,460	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	一時預かりを実施する保育所	2,920	単価×延べ利用児童数
障害児保育(特児対象)	障害児保育を実施する保育所(特別児童扶養手当支給対象児を受け入れた場合)	45,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
障害児保育(その他)	知的	38,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
	身体	31,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
分園設置	分園を設置している保育所	4,520	単価×月初の分園在籍児童数の12か月合計
アレルギー児対応	アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代替食を提供する保育所	22,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
夜間保育	夜間保育を実施する保育所	4,070	単価×月初の在籍児童数の12か月合計
零歳児保育(市部・小規模)	市部において零歳児保育を実施する定員60人以下の保育所	4,770	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
零歳児保育(町村部)	町村部において零歳児保育を実施する保育所	10,170	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
延長保育事業(町村部)	町村部において延長保育事業を実施する保育所	10,170	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
育児困難家庭への支援	育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して家庭を支援する保育所	30,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
外国人児童受入れ	両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、言語・習慣・食事等に特別な対応を行う保育所	9,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
年末年始保育	12/29～1/3のうち2日以上開所する保育所	9,800	単価×延べ利用児童数

(表4) 保育所地域子育て支援推進加算(ポイント制)

加算項目	対象事業	実施回数等の基準	ポイント(注)
小中高生の育児体験受入れ	小中高生の職場体験、育児体験等を受け入れる。	年10日以上	12
保育所体験	地域の子育て家庭に対して、在園児とともに保育所の生活を体験する取組を提供する。	年10回又は延べ10人以上	6
出産を迎える親の体験学習	出産前後の親の体験学習を行う。	年3回又は延べ6人以上	12
保育拠点活動支援	基本分	保育士・看護師・栄養士等の実習生や他法人の研修生を職場に受け入れて指導・育成し、学校等に報告を行う。	年3人以上
	加算分	基本分の研修・実習に加え、保育所体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施する。	年6人以上
		基本分の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上
			基本分年6人以上
			1
			2
			16
			8
			12
			6
			12

(注) 1 ポイント当たりの単価5万円を乗じて加算額を算定する。

(表5) 第三者評価受審費

(単位: 円)

加算項目	算定基準	加算額	上限額(注)
補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合	施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額	450,000	
第三者評価受審費	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けていない場合	施設が評価機関に支払った額	600,000

(注) 加算額と上限額とを比較して少ない方を算定額とする。

(2) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)の概要

都は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(障害者支援施設)(平成31年4月26日最終改正)に基づき、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設等の利用者の福祉向上を図ることを目的として、対象の社会福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費及び施設整備費であり、交付額は表6から表8までにより算定した額の合計(1,000円未満の端数切捨て)による。

(表6) 基本補助 (単位:円)

		分類	施設規模別・月額単価（一人当たり）					
			～20人	21～40人	41～60人	61～80人	81人～	
日中系	介護給付	生活介護	人配Ⅰ	24,300	23,600	23,000	22,800	22,500
			人配Ⅱ	21,500	20,800	20,300	20,000	19,800
			人配Ⅲ	18,400	17,700	17,100	16,900	16,600
	訓練等給付	自立訓練	人配なし	16,300	15,600	15,100	14,800	14,500
				11,000	10,400	9,800	9,600	9,300
夜間系	介護給付	施設入所支援	就労移行支援	17,800	17,100	16,500	16,200	16,000
			就労継続支援	14,600	13,900	13,400	13,100	12,800
			52,200	45,900	43,300	41,300		

(注1) 単価に人数を乗じて額を算定する。

(注2) 人数は各月初日の現員により算定。ただし、現員が定員を上回る場合は定員数を上限とする。

(注3) 人員配置体制加算 (人配) は、平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づくものとする。

(注4) 基本補助単価の設定は、交付対象施設が行う日中系サービス定員の合計及び夜間系サービス定員それぞれに応じた定員区分により算定することとする。

(注5) 施設規模は、「東京都重症心身障害児 (者) 通所事業実施要領」に基づく指定を受けている部分を除くものとする。

(表7) 施設の努力・実績に対する加算 (単位:円)

加算項目	加算対象者等の要件	単価	算定方法
メニュー選択式加算	【グループ1】 (1) 施設において、前年度に障害支援区分4～6(4については行動関連項目10点以上)の者を定員等の50%以上受け入れ※50歳以上の者は1区分上位として扱う。 (2) 前年度に地域生活移行の実績がある。 (3) 当該年度にショートステイ(短期入所)を実施している。 【グループ2】 (4) 当該年度に自立訓練事業を実施している。 (5) グループホームのバックアップ施設である。 (6) 同一法人において当該障害者支援施設とは別敷地において指定を受けている単独型通所施設を設置運営していること。または、当該障害者支援施設における日中系サービスの規模が施設入所支援より多いこと(12名以上)。	施設入所支援の利用者一人当たりの年額 単価Ⅱ ※グループ1-(1)を実施していない場合に適用	487,000 単価× 年度初日の 加算対象者数
障害者等雇用加算	上記グループ1、2でそれぞれ2つ以上実施していること。 次に定めるいずれかの障害者等を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間が400時間以上(有給休暇を含む。)である施設 ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所する者 ②満60歳以上65歳未満の者 ③母子家庭の母又は寡婦若しくはこれらに準じて取り扱うべき者	400～799時間 800～1,199時間 1,200～1,599時間 1,600～1,999時間 2,000～2,399時間 2,400時間以上	435,000 726,000 1,016,000 1,306,000 1,597,000 1,887,000
最重度障害者加算	施設入所支援の利用者であり、障害支援区分が6である者のうち別に定める基準により最重度障害者であると施設長が認めた者を対象に判定を実施する。	定員40人以下	226,300
		定員41人以上60人以下	225,600
		定員61人以上80人以下 定員81人以上	225,300 225,600

加算項目	加算対象者等の要件	単価		算定方法
医療的ケア 充実加算	障害支援区分6の者を10名以上受け入れていること 【医師及び看護師の配置体制】 小規模特例：医師おおむね週2回、看護師おおむね常勤1人 10～20人：医師おおむね週3回、看護師おおむね常勤1人 21～40人：医師おおむね週5回、看護師おおむね常勤2人 41～60人：医師おおむね週7回、看護師おおむね常勤3人 61～80人：医師おおむね週10回、看護師おおむね常勤4人 ※利用者の状態に応じて医師・看護師のほか、理学療法士、作業療法士、心理技術員、言語聴覚士、歯科衛生士を雇用することができる。 ※看護師のみを配置する要件とする場合は、看護師配置のみの単価を適用する。	小規模特例 (看護師配置のみ)	5,971,000 (2,846,000)	1施設当たり年額
		10～20人受け入れ (看護師配置のみ)	11,171,000 (6,485,000)	
		21～40人受け入れ (看護師配置のみ)	17,141,000 (9,331,000)	
		41～60人受け入れ (看護師配置のみ)	26,750,000 (15,816,000)	
		61～80人受け入れ (看護師配置のみ)	37,921,000 (22,300,000)	
		小規模特例 (看護師配置のみ)	24,844,000 (17,033,000)	
		10～20人受け入れ (看護師配置のみ)	21,099,000 (14,851,000)	
特定疾患等 対応加算	【医師及び看護師の配置体制】 小規模特例：医師おおむね週5回、看護師おおむね常勤換算で3.3人 10～20人：医師おおむね週4回、看護師おおむね常勤換算で2.3人 21～40人：医師おおむね週2回、看護師おおむね常勤換算で1.3人 41～60人：看護師おおむね常勤換算で1.3人 61～80人：看護師おおむね常勤換算で0.3人 ※看護師は看護師のみとする。 ※看護師のみを配置する要件とする場合は、看護師配置のみの単価を適用する。	21～40人受け入れ (看護師配置のみ)	15,856,000 (12,732,000)	1施設当たり年額
		41～60人受け入れ (看護師配置のみ)	6,975,000 (6,975,000)	
		61～80人受け入れ (看護師配置のみ)	1,218,000 (1,218,000)	
		障害支援区分に関わらず、施設行為又は処分等（懲役、執行猶予など）の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後、施設に入所した者であって、実施機関である区市町村から意見書があった者を入所から3年以内に対象とする。 ※ただし、国の地域生活移行個別支援特別加算の対象者を除く。	116,000	
特定支援充実加算			116,000	単価×各月初日の加算対象者数

（注）メニュー選択式加算、最重度障害者加算、特定支援充実加算については、基本補助の対象となる利用者のみに適用する。

（表8）サービズ評価・改善計画加算				（単位：円）	
加算項目	対象施設	単価		算定方法	
サービズ評価・改善計画加算	第三者評価を受審又は利用者調査を実施する施設	第三者評価受審		700,000	1施設当たり年額
		利用者に対する調査実施		300,000	1施設当たり年額

(3) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）の概要
都は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）（平成31年4月26日最終改正）に基づき、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設等の利用者の福祉向上を図ることを目的として、対象の社会福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費及び施設整備費であり、交付額は表9から表12までにより算定した額の合計（1,000円未満の端数切捨て）による。

(表9) 施設区分

施設区分	用語の意義
都外独占施設	東京都の区域内に所在する区市町村が支給する介護給付費等の支給を受ける者のみを利用する東京都の区域外に所在する障害者支援施設、知的障害者更生施設及び身体障害者療護施設 下記の全てに該当する障害者支援施設、知的障害者更生施設、身体障害者更生施設及び身体障害者療護施設 (1) 平成15年3月31日以前の協定定員が、定員の40%以上であり、かつ20人以上であったこと。ただし、協定定員の50%以上が、視覚障害を伴う知的障害者等、特別な処遇又は専門的な療育を行うことを要する重度の知的障害者で占められ、都民の専門的需要に応える施設と認められるものにあつては、平成15年3月31日以前の協定定員が、定員の25%以上であり、かつ20人以上であったこと。 (2) 平成15年3月31日以前において、重度者（旧都民重度含む）が協定定員の50%以上であり、かつ15人以上であったこと。 (3) 上記(1)、(2)の状態で、恒常的に継続すると認められ、かつ東京都の区域内に所在する区市町村の介護給付費等の支給を受ける利用者が入所している施設
都外協定施設	下記の全てに該当する施設 (1) 昭和55年4月1日以前から継続して東京都の区域内に所在する区市町村の措置を受けていた利用者が、定員の30%以上の人数であったこと。ただし、昭和55年4月1日現在、当該施設の利用者が同一の社会福祉法人等が設置している知的障害児施設に措置されていた児童で、年齢超過児童の解消を目的とした施設整備等に伴い、当該施設に入所した者は、昭和55年4月1日以前から継続して当該施設に入所していたものとみなす。 (2) 対象入所者のうち、重度者（旧重度者、旧都民重度者含む）が8人以上いること
都外一部利用施設	上記以外の都外所在施設で、平成15年3月31日（神奈川県所在施設については、平成17年3月31日）以前から東京都、東京都内に所在する区市町村の措置を受けていたものが在籍する施設

(表10) 基本補助

(単位：円)

施設区分	分類		施設規模別・月額単価（一人当たり）				
			～20人	21～40人	41～60人	61～80人	81人～
都外独占施設、都外協定施設の一部（旧知的障害者施設）	日中系	介護	24,300	23,600	23,000	22,800	22,500
		生活介護Ⅰ	21,500	20,800	20,300	20,000	19,800
		生活介護Ⅱ	18,400	17,700	17,100	16,900	16,600
		生活介護Ⅲ	16,300	15,600	15,100	14,800	14,500
		自立訓練	11,000	10,400	9,800	9,600	9,300
	夜間系	就労移行支援	17,800	17,100	16,500	16,200	16,000
		就労継続支援	14,600	13,900	13,400	13,100	12,800
		介護	52,200				
		施設入所支援	45,900				
		施設入所支援	43,300				
都外協定施設（旧身体障害者施設）及び都外一部利用施設（旧身体障害者施設）	日中系	介護	24,300	23,600	23,000	22,800	22,500
		生活介護Ⅰ	21,500	20,800	20,300	20,000	19,800
		生活介護Ⅱ	18,400	17,700	17,100	16,900	16,600
		生活介護Ⅲ	16,300	15,600	15,100	14,800	14,500
		自立訓練	11,000	10,400	9,800	9,600	9,300
	夜間系	就労移行支援	17,800	17,100	16,500	16,200	16,000
		就労継続支援	14,600	13,900	13,400	13,100	12,800
		介護	52,200				
		施設入所支援	45,900				
		施設入所支援	43,300				
都外一部利用施設（旧知的障害者施設）	施設入所支援利用者		9,800				
	通所施設利用者		2,100				

(注1) 単価に人数を乗じて額を算定する。
(注2) 人数は各月初日の現員により算定。ただし、現員が定員を上回る場合は定員数を上限とする。
(注3) 人員配置体制加算（人配）は、平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づくものとする。
(注4) 都外独占施設、都外協定施設の一部（旧知的障害者施設）及び都外特別施設における基本補助単価の設定は、交付対象施設が行う施設入所支援定員に応じた施設区分により算定することとする。

(表11) 施設の努力・実績に対する加算

(単位：円)

加算項目	加算対象者等の要件	単価		算定方法
		定員40人以下	定員41人以上60人以下	
最重度障害者加算	施設入所受援の利用者であり、障害支援区分が6である者のうち、別に定める基準により最重度障害者であると施設長が認めた者を対象に判定を実施する。	225,300	225,600	単価×各月初日の加算対象者
特定支援充実加算	障害支援区分に関わらず、触法行為又は処分等（懲役、執行猶予など）の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後施設に入所した者であつて、実施機関である区市町村から意見書のあつた者を入所から3年以内に限り対象とする。 ※ただし、国の地域生活移行個別支援特別加算の対象者を除く。	116,000	116,000	単価×各月初日の加算対象者数

(注) 都外独占施設かつ基本補助の対象となる場合にのみ適用する。

(表12) サービスマン・改善計画加算

(単位：円)

加算項目	対象施設	単価		算定方法
		第三者評価受審利用者に対する調査実施	1,200,000	
サービスマン・改善計画加算	第三者評価を受審又は利用者調査を実施する施設	400,000	1施設当たり年額	

(注) 都外独占施設のみ適用する。

(4) 補助金交付額

補助金別・監査対象別の補助金交付額は表13のとおりである。なお、令和4年度交付金額は、交付額確定前の額である。

(表13) 監査対象施設及び監査対象補助金交付額

(単位：千円)

団体名	施設の名	令和2年度		令和4年度
		交付金額	交付金額	
社会福祉法人青い空保育園	青い空保育園	7,706	4,707	7,040
社会福祉法人入昭島愛育会	昭栄保育園	5,800	10,611	10,673
社会福祉法人あしたの会	たんぽぽ保育園	14,341	14,564	13,883
社会福祉法人樹	聖華こども保育園	3,657	6,458	9,075
	聖華しおかぜ保育園	12,781	14,267	11,614

団体名	施設の名	令和2年度 交付金額	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額
社会福祉法人打越保育園	打越保育園	11,652	10,158	6,095
社会福祉法人カナの会	チャイルドスケアそしがや	3,501	3,180	3,017
社会福祉法人けやき福祉会	祖師谷わかば保育園	5,850	12,235	14,109
社会福祉法人江東こども会	亀戸浅間保育園	4,810	5,800	5,754
社会福祉法人至誠学会立川	至誠いしだ保育園	5,940	8,244	12,134
社会福祉法人人形の子会	万願寺保育園	5,860	5,254	5,285
社会福祉法人正光会	エイビイシイ保育園	20,571	23,351	28,033
社会福祉法人立野みどり福祉会	古里保育園	12,343	12,332	15,273
	立野みどり保育園	9,806	14,574	11,660
	玉川上水保育園	13,027	12,814	11,962
	谷里保育園	22,913	19,177	23,006
社会福祉法人多摩福祉会	上北沢こぐま保育園	12,699	15,374	17,660
	砧保育園	6,526	10,028	9,299
	こぐま保育園	17,803	19,783	20,982
社会福祉法人千葉学園	ほほえみ保育園	2,732	3,030	5,514
社会福祉法人東京母子愛育会	東京母子愛育会保育園	1,368	1,132	264
社会福祉法人ナオミの会	上北台こひつじ保育園	5,368	6,862	7,507
	空の鳥保育園	3,523	4,565	4,876
	ナオミ保育園	20,652	18,155	24,292
社会福祉法人七五三会	なごみ第二保育園	9,807	7,926	7,654
	なごみ保育園	6,421	6,485	6,449
社会福祉法人なぜの木会	千鳥さくら保育園	5,651	3,855	5,064
社会福祉法人飛翔会	こばと保育園	8,048	10,339	9,544
社会福祉法人フイロス	ゆめの樹保育園なりたにし	2,995	4,108	3,654
	ゆめの樹保育園はつだい	630	1,298	908
社会福祉法人双葉の園	双葉の園 ひかしやま保育園	4,738	7,930	8,032
社会福祉法人やなぎ会	双葉の園保育園	7,647	9,762	11,821
	府中愛児園	32,944	27,577	27,226
社会福祉法人福鑑会	第二わかぐさ保育園	7,867	6,405	6,770
	町田わかぐさ保育園	17,199	15,787	20,544

団体名	施設の名 称	令和2年度 交付金額	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額
	岡本こもれび保育園	9,544	9,853	10,516
社会福祉法人代々木塙の会	等々力保育園	19,918	15,720	16,197
	塙の森保育園	4,425	3,290	4,357
社会福祉法人緑葉会	墨田みどり保育園	13,296	18,809	16,280
合計		398,079	426,648	455,468

② 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）		（単位：千円）			
団体名	監 査 対 象 施 設 の 名 称	令和2年度 交付金額	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	
社会福祉法人あだちの里	希望の苑	75,823	83,513	83,180	
	かえで	22,535	25,013	27,352	
社会福祉法人足立郡栄会	障害者支援施設 みずき	151,827	150,922	151,983	
社会福祉法人泉会	日の出舎	63,335	62,882	63,042	
	旭出生産福祉園	87,385	88,424	91,525	
社会福祉法人大泉旭出学園	調布福祉園	224,374	224,782	217,918	
社会福祉法人滝乃川学園	滝乃川学園成人部	149,787	150,626	151,554	
	恩力育成園	110,244	107,427	100,805	
	清瀬育成園ひだまりの里きよせ	268,422	267,353	263,316	
社会福祉法人東京都市をつなぐ育成会	杉並育成園すだちの里すぎなみ	79,408	78,732	78,846	
	とぶき育成園	110,612	114,741	114,275	
社会福祉法人南東北福祉事案団	障害者支援施設 梅ヶ丘	76,345	91,716	79,970	
社会福祉法人友愛学園	友愛学園成人部	123,816	124,303	133,438	
日本赤十字社	日本赤十字社総合福祉センター 障害者支援施設レクロス広尾	22,692	25,884	29,331	
合計		1,566,575	1,596,318	1,586,535	

③ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）		（単位：千円）			
団体名	監 査 対 象 施 設 の 名 称	令和2年度 交付金額	令和3年度 交付金額	令和4年度 交付金額	
社会福祉法人友好福祉会	美の家	99,661	106,097	104,292	
合計		99,661	106,097	104,292	

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、東京都保育サービス推進事業補助金、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）金（障害者支援施設）及び東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）に關し、表2の監査対象施設の補助対象事業が財政援助の目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているか、局の事務が適切に執行されているか、などの着眼点から、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）

局は、社会福祉法人等（以下「法人」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、16法人が運営する18施設で不適正な事例が認められた（過大交付額合計1,543万9,000円）。

法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。

- (社会福祉法人昭島愛育会)
- (社会福祉法人あしたばの会)
- (社会福祉法人カナの会)
- (社会福祉法人杉の子会)
- (社会福祉法人正光会)
- (社会福祉法人立野みどり福祉会)
- (社会福祉法人多摩福祉会)
- (社会福祉法人千葉学園)
- (社会福祉法人東京母子愛育会)
- (社会福祉法人ナオミの会)
- (社会福祉法人なぜひの木会)
- (社会福祉法人飛翔会)
- (社会福祉法人フイロス)
- (社会福祉法人双葉の園)
- (社会福祉法人代々木塙の会)
- (社会福祉法人緑葉会)